

京都府行政運営の基本理念・原則となる条例検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 京都府の行政運営の基本理念・原則となる条例について、専門的な見地から検討するため、京都府行政運営の基本理念・原則となる条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例の理念、盛り込むべき内容、条文の構成等条例のあり方に関すること。
- (2) 条例に係る府民等との意見交換のあり方に関すること。
- (3) その他条例のあり方の検討に関して必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

- 2 委員は学識経験等、優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座 長)

第4条 委員会に座長を置き、座長は委員の互選により選出する。

- 2 座長は、委員会の会務を総理し、議長として委員会の議事を運営する。
- 3 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員の一部をもって構成する専門部会を開催し、個別具体的な意見を求めることができる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員会の会議及び専門部会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は政策企画部企画総務課及び総務部政策法務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月6日から施行する。

「明日の京都」 （ポスト新府総） の検討のスキーム

現行「新府総」のような“長期・総合・計画”から、

- ①外部情勢の変化に左右されない行政運営の基本理念を示す「基本条例」
- ②10年先の京都府社会のありたい姿を示す「長期ビジョン」
- ③激しく変化する社会・経済情勢に対応しつつ、向こう5年間の施策・事業を機動的・体系的に展開していくための指針となる「中期計画」

の三位一体で、府政運営を図る方式に転換

